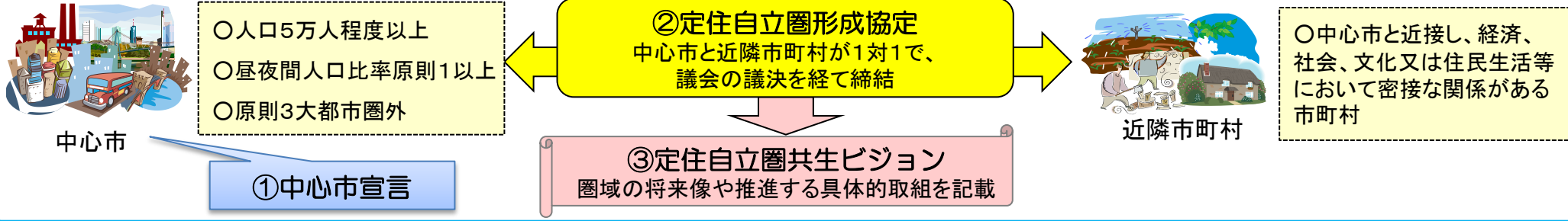


「定住自立圏構想」の推進

基本的考え方～集約とネットワーク化～

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、**圏域全体として必要な生活機能を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。**

定住自立圏形成へ向けた手続き～国への申請や国の承認が必要ない分権的な仕組み～



定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

特別交付税

- ・包括的財政措置(平成26年度から大幅に拡充)
(中心市4,000万円→8,500万円程度、近隣市町村1,000万円→1,500万円)
- ・外部人材の活用 ・地域医療に対する財政措置 等

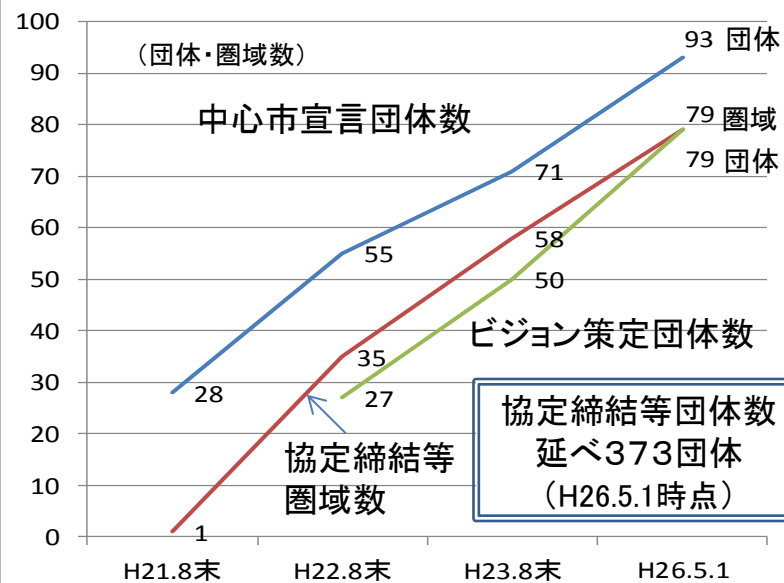
各省による支援策

産業振興・教育分野など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択

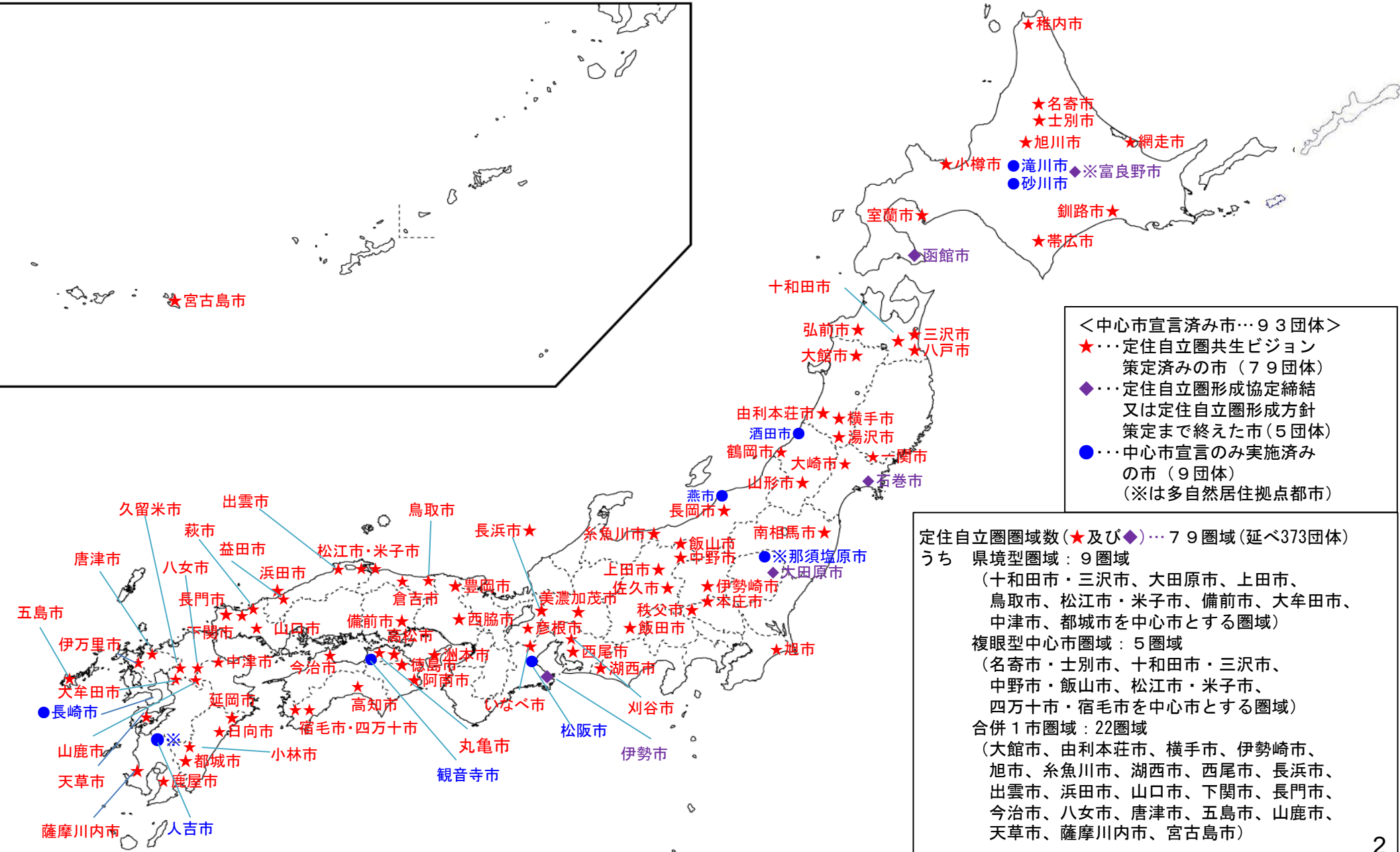
機能連携広域経営推進調査事業

市町村域を越えた圏域において、産学金官民が連携し、人・モノ・金等の流れを生み出す先進的事業を推進 (H26予算：1億円)

定住自立圏構想の取組状況



定住自立圏構想の取組状況（平成26年5月1日現在）



定住自立圏構想の取組状況 (平成26年5月1日現在)

	都道府県	宣言済み中心市	中心市要件を満たす市(左記を除く)		都道府県	宣言済み中心市	中心市要件を満たす市(左記を除く)
1	北海道	小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、網走市、稚内市、帯広市、富良野市、函館市、名寄市・士別市(複眼型)、滝川市・砂川市(複眼型)	札幌市、苫小牧市、千歳市、石狩市、北見市、伊達市	25	滋賀県	彦根市、長浜市	草津市、栗東市、東近江市
2	青森県	八戸市、弘前市、十和田市・三沢市(複眼型)	青森市、五所川原市、むつ市	26	京都府		福知山市
3	岩手県	一関市	盛岡市、宮古市、大船渡市、北上市、釜石市、奥州市	27	大阪府		(※中心市要件該当団体なし)
4	宮城県	石巻市、大崎市	仙台市、気仙沼市	28	兵庫県	西脇市、豊岡市、洲本市	姫路市、たつの市、加東市、加西市
5	秋田県	横手市、大館市、湯沢市、由利本荘市	秋田市、能代市、大仙市	29	奈良県		天理市
6	山形県	山形市、鶴岡市、酒田市	米沢市、新庄市、東根市	30	和歌山県		和歌山市、田辺市、新宮市
7	福島県	南相馬市	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、喜多方市、二本松市	31	鳥取県	鳥取市、米子市、倉吉市	—
8	茨城県		水戸市、日立市、土浦市、常総市、つくば市、鹿嶋市、筑西市、神栖市	32	島根県	松江市、浜田市、出雲市、益田市	(安来市 ※近隣市町村として取組済み)
9	栃木県	大田原市、那須塩原市	宇都宮市、栃木市、佐野市、小山市、真岡市、日光市	33	岡山県	備前市	岡山市、倉敷市、津山市
10	群馬県	伊勢崎市	前橋市、高崎市、桐生市、太田市、渋川市、富岡市、沼田市	34	広島県		広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市
11	埼玉県	秩父市、本庄市	—	35	山口県	下関市、山口市、萩市、長門市	宇部市、下松市、岩国市、周南市
12	千葉県	旭市	館山市	36	徳島県	徳島市、阿南市	—
13	東京都		青梅市	37	香川県	高松市、丸亀市、観音寺市	坂出市
14	神奈川県		(※中心市要件該当団体なし)	38	愛媛県	今治市	松山市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市
15	新潟県	長岡市、糸魚川市、燕市	新潟市、三条市、柏崎市、新発田市、十日町市、村上市、上越市、佐渡市、南魚沼市	39	高知県	高知市、四万十市・宿毛市(複眼型)	(南国市 ※近隣市町村として取組済み)
16	富山県		富山市、高岡市、魚津市、黒部市、射水市	40	福岡県	大牟田市、久留米市、八女市	北九州市、福岡市、直方市、飯塚市、田川市、朝倉市
17	石川県		金沢市、七尾市、小松市	41	佐賀県	唐津市、伊万里市	佐賀市、鳥栖市、武雄市
18	福井県		福井市、敦賀市、越前市、小浜市	42	長崎県	長崎市、五島市	佐世保市、島原市、諫早市
19	山梨県		甲府市、北杜市、富士吉田市	43	熊本県	山鹿市、天草市、人吉市	熊本市、八代市、玉名市、菊池市
20	長野県	飯田市、上田市、佐久市、中野市・飯山市(複眼型)	長野市、松本市、岡谷市、諏訪市、伊那市	44	大分県	中津市	大分市、日田市、佐伯市
21	岐阜県	美濃加茂市	岐阜市、大垣市、高山市、中津川市、関市	45	宮崎県	都城市、延岡市、日向市、小林市	宮崎市、日南市
22	静岡県	湖西市	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、富士市、磐田市、袋井市、裾野市、牧之原市、掛川市、御殿場市	46	鹿児島県	鹿屋市、薩摩川内市	鹿児島市、出水市、指宿市、霧島市、南さつま市、奄美市、南九州市
23	愛知県	刈谷市、西尾市	豊田市、安城市、田原市、新城市	47	沖縄県	宮古島市	那覇市、浦添市、名護市、うるま市
24	三重県	松阪市、いなべ市、伊勢市	津市、四日市市、亀山市、伊賀市	合計		93	175

○ 93団体が中心市宣言済み
 ○ 79圏域(延べ373団体)で定住自立圏形成協定締結又は定住自立圏形成方針策定済み
 ○ 79団体が定住自立圏共生ビジョン策定済み

定住自立圏における取組例

○政策分野別の取組状況

定住自立圏79圏域（平成26年5月1日時点）における主な取組例と圏域数

市町村間の役割分担による生活機能の強化

医療
79圏域
医師派遣、適正受診の啓発、休日
夜間診療所の運営等

福祉
61圏域
介護、高齢者福祉、子育て、障が
い者等の支援

教育
64圏域
図書館ネットワーク構築、文化・スポーツ
交流、公共施設相互利用等

産業振興
75圏域
広域観光ルートの設定、農産物のブ
ランド化、企業誘致等

環境
33圏域
低炭素社会形成促進、バイオマス
の利活用等

市町村間の結びつきやネットワークの強化

地域公共交通
75圏域
地域公共交通のネットワーク化、
バス路線の維持等

ICTインフラ整備・利活用
36圏域
メール配信による圏域情報の共有等

交通インフラ整備
48圏域
生活道路の整備等

地産地消
39圏域
学校給食への地元特産物の活用、
直売所の整備等

交流移住
60圏域
共同空き家バンク、圏域内イベント
情報の共有と参加促進等

圏域マネジメント能力の強化

合同研修・人事交流
65圏域
合同研修の開催や
職員の人事交流等

外部専門家の招へい
30圏域
医療、観光、ICT等の
専門家を活用

定住自立圏構想の推進に向けた総務省の財政措置の概要

地域住民の生活実態やニーズに対応し圏域ごとにその生活に必要な機能を確保して、地域住民の生命と暮らしを守る取組を支援するため、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の取組に対して財政措置を講じる。

1. 中心市及び近隣市町村の取組に関する包括的財政措置（特別交付税）

- ・中心市については、1市当たり年間8,500万円程度（H25年度までは4,000万円）を基本として、人口、面積等を勘案して上限額を算定
- ・近隣市町村については、1市町村当たり1,500万円（H25年度までは1,000万円）を上限

2. 地域活性化事業債の充当

- ・圏域全体で必要不可欠なインフラ整備に対し、地域活性化事業債を充当。（充当率：90%、交付税算入率：30%）

3. 外部人材の活用に対する財政措置（特別交付税）

- (1) 圏域外における専門性を有する人材の活用
上限700万円、最大3年間の措置
- (2) 若手企業人地域交流プログラム
若手企業人の受入に要する経費に対して
1人あたり上限350万円を措置

4. 民間主体の取組の支援に対する財政措置

- (1) 民間への融資等を行うファンド形成に関する財政措置
ファンド形成に一般単独事業債を充当（90%）、
償還利子の50%に特別交付税
- (2) ふるさと融資の融資限度及び融資比率の引き上げ
（例：融資比率35%→45%）

5. 個別の施策分野における財政措置

- (1) 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置
病診連携等の事業に要する市町村の負担金に対する
特別交付税措置（措置率0.8、上限800万円）
- (2) へき地における遠隔医療に対する特別交付税措置の拡充
措置率0.6→0.8

6. 定住自立圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加

- ・辺地度点数の積算に当たって中心市までの距離を算定可能

※このほか、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択等もある。

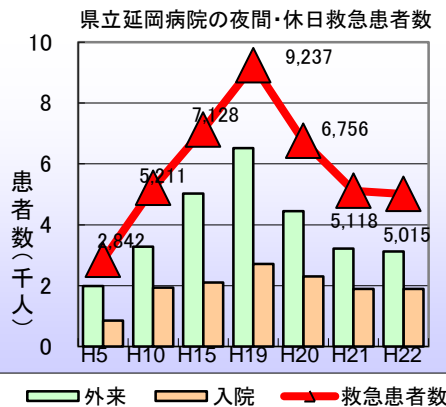
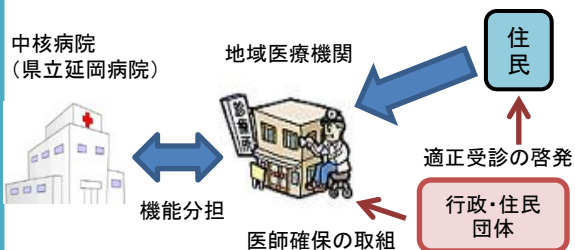
定住自立圏における取組の具体例 1

圏域医療体制の充実(宮崎県北定住自立圏)

- 圏域の中核病院である県立延岡病院と地域の医療機関との機能分担と業務連携を徹底し、中核病院に勤務する医師の負担を軽減させるため、医師会との連携による圏域医療体制の構築や住民団体による適正受診の啓発等を推進

- ・ 圏域内市町村、医師会との協力による夜間急病センター、休日在宅当番医制の運営
- ・ 住民団体と連携した適正受診の啓発
- ・ 小児救急医療電話相談の活用促進
- ・ 地域医療を担う人材を育成するための取組

- 関係市町: 圏域の9市町村



ドクターカー運行事業(八戸圏域定住自立圏)

- 圏域内の中核的な医療機関に、ドクターカーを配備し、ドクターヘリ(青森県事業)との一体運用を行い、救急医療体制の一層の充実を図る。
- 具体的には、ドクターヘリが出動できない場合(夜間、悪天候時等)に、ドクターカーが出動し、同乗する医師が救急現場や搬送時の医療行為を実施する。
- 運営費については、構成市町村間で費用を負担。
- 関係市町村: 圏域内の8市町村

出動状況

☆H23.4.1~H24.3.31の状況

・出動要請 1,027件

八戸市内	806件
おいらせ町	42件
階上町	54件
南部町	38件
五戸町	34件
三戸町	18件
田子町	4件
新郷村	5件
その他	26件

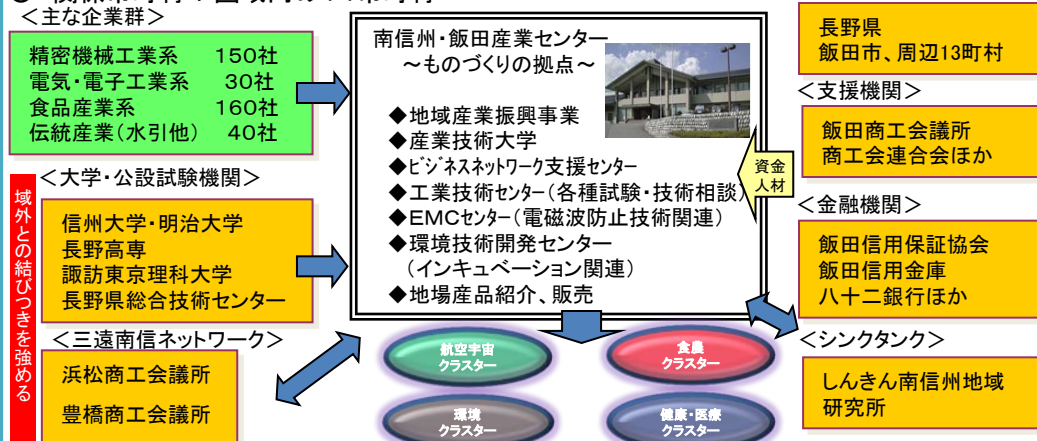


八戸市民病院に配備したドクターカー

南信州・飯田産業センターの運営(南信州定住自立圏)

- 圏域産業の中核的な支援機関である南信州・飯田産業センターの施設及び人材を充実させ、圏域内の企業に対し人材育成、新事業展開、新規創業等の支援を行うことにより、企業の経営及び技術の革新並びに産業クラスターの形成を目指す。

- 関係市町村: 圏域内の14市町村



文化芸術鑑賞等の機会の提供(瀬戸・高松広域定住自立圏)

- 中心市と周辺町が共同して文化芸術事業を主催し、中心市である高松市のサンポートホール高松に圏域内の児童、生徒等を招待し、優良な文化芸術鑑賞等の機会を提供する。

- 関係市町村: 圏域内の6市町

- 平成23年度開催実績

公演日: 平成24年2月13・14日(各日2公演、計4公演)

公演場所: サンポートホール高松

演目: “こころの劇場”劇団四季ミュージカル

『はだかの王様』

鑑賞者数: 4,715名(64校)



サンポートホール高松

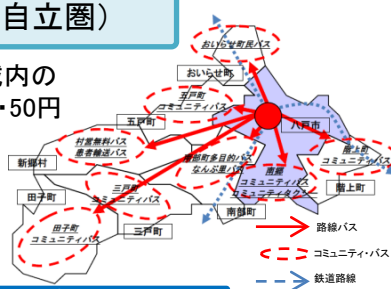


ミュージカル「はだかの王様」
撮影: 荒井 健(これまでの公演より) 6

定住自立圏における取組の具体例 2

路線バス上限運賃化実証実験(八戸圏域定住自立圏)

- 圏域住民の広域的な活動・交流を促進するため、圏域内の複数市町村を跨ぐ広域バス路線の運賃を、初乗り150円・50円刻み・上限500円に改定する実証実験を実施
(平成23年10月～平成25年9月)
(上記実験と平行して、八戸市内バス路線の300円上限化も実施)
⇒平成25年10月1日から正式に上限運賃化へ
- 関係市町村: 圏域内の8市町村



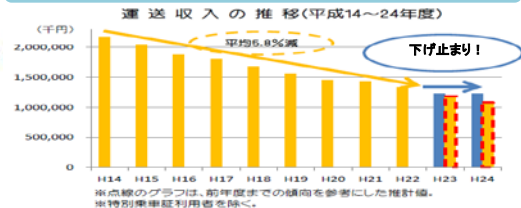
1 年間輸送人員の変化

年間の輸送人員は、平成14年から実験前の平成22年にかけて、対前年度比で、平均5.1%の減少傾向にあったが、10月から実験を開始した平成23年度以降は平均4.6%の増加に転換。



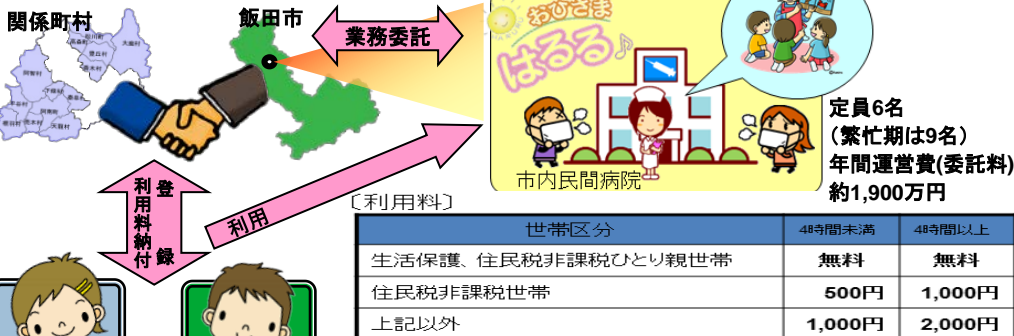
2 年間輸送収入の変化

年間の輸送収入は、平成14年から実験前の平成22年にかけて、対前年度比で、平均5.8%の減少傾向にあったが、10月から実験を開始した平成23年度以降は下げ止まり傾向。



病児・病後児保育事業(南信州定住自立圏)

- 子育て環境の充実のため、病気又は病気回復期にある児童等への保育事業を実施。
- 平成23年度利用延人数 1,012人
(飯田市854人 関係町村158人)※1日平均4.18人
- 関係市町村: 圏域内の14市町村



関係町村は、各町村の実利用者数に1日1人当たり単価(※)を乗じた額を負担する。 ※(年間運営費-国県補助金)÷年間利用可能者数
飯田市は、年間運営費から、国県補助金、利用料収入(市民分)及び周辺町村負担金を除いた額を負担する。

小児救急体制の確保と県境を越えたバス運行事業(九州周防灘地域定住自立圏)



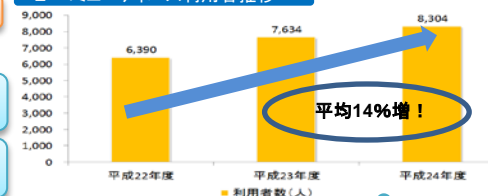
小児救急医療体制の確保

- 基幹病院である中津市民病院に勤務する医師の負担を軽減させ、県境を跨ぐ24万人医療圏を支えていくため、新たに小児救急センターを整備
- 同センターにおいて、大学病院の小児科医師等の応援医師による診療により、周辺自治体の小児救急患者の診療体制を確保
- **コミュニティバス豊前中津線運行事業**
- 実際の生活圏における移動パターンに応じた路線設定を柔軟に行うことで、市役所から市民病院への県境を越えたコミュニティバス路線を新設し、圏域住民の利便性を向上

1 小児救急センター構想図



2 コミュニティバス利用者推移



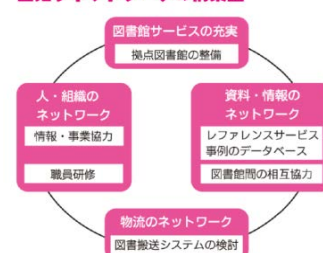
圏域内図書館の多様なネットワーク構築事業(湖東定住自立圏)

- 圏域内の図書館が定期的に情報を交換したり、図書館行事を共同で開催したりするなど、連携を強化する。
- 図書館職員の交流や合同研修会などを実施し、職員の資質の向上を図る。

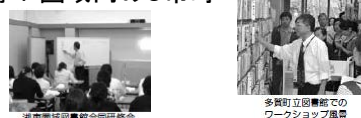
- ・館長会議の開催 (定例:月1回)
- ・合同学習会の開催 (平成22年度 2回)
- ・ワークショップの実施 (平成22年度「選書と棚づくり」をテーマに3回実施)

- 多文化・障がい者・高齢者サービスについて、図書館間の情報交換やノウハウの共有など相互支援を行いながら取組を進める。
- 圏域内の各図書館において、図書の貸し借りがどの程度あるのか、調査を実施し、その結果を踏まえて、将来的な相互利用に向けての検討を進める。
- 関係市町村: 圏域内の5市町

目指すネットワークの構築図



※レファレンスサービス 必要な資料・情報を求める利用者に対して、図書館の資料と機能を活用して、資料や情報を提供したり、情報へのアクセスを援助するサービス



定住自立圏構想の今後のあり方に関する研究会について

～機能連携広域経営型モデルの構築を目指して～

趣旨

- 定住自立圏構想については、平成21年度の全国展開から4年が経過し、「経済財政運営と改革の基本方針（平成25年6月14日閣議決定）」においても、「強力に進めていく」とこととされ、制度のあり方等についての検討が求められている。また、「地域の元気創造プラン」においても、機能連携広域経営型のプロジェクトを推進することとされている。
- これまでの取組の評価等を踏まえ、各地方自治体の役割に応じた適切な財政措置のあり方等について検討を行うとともに、圏域の都市機能の高度化に向けて、官民が連携して取り組むプロジェクトモデルの調査・検討を行うため、「定住自立圏構想の今後のあり方に関する研究会」を開催する。

構成員

- 座長 後藤 春彦（早稲田大学創造理工学部長）
井熊 均（日本総合研究所執行役員創発戦略センター所長）
岡部 明子（千葉大学大学院教授）
梶井 英治（自治医科大学地域医療学センター長）
小西 砂千夫（関西学院大学大学院教授）
新堂 克徳（YRPユビキタス・ネットワークング研究所
ユビキタス技術研究部長）
杉浦 榮（ランドスケープ・アーキテクト
S2 Design and Planning代表）
辻 琢也（一橋大学大学院教授）

検討内容

- 自治体が果たすべき役割に応じた適切な財政措置のあり方
- 官民が連携して取り組むプロジェクトモデルの調査・検討 等

開催実績

- 第1回は7月9日(火)、第2回は7月26日(金)
第3回は9月24日(火)、第4回は12月3日(火)
第5回は2月25日(火)に開催
- 自治体ヒアリング、現地調査等を実施し、最終報告書の取りまとめを行った。

定住自立圏構想の今後のあり方に関する研究会最終報告書について

最終報告書の位置付け

- 「経済財政運営と改革の基本方針(平成25年6月14日閣議決定)」において、地方圏における人口減少・少子高齢化の状況等を踏まえ、定住自立圏構想を強力に進めていくため、「適切な財政措置のあり方を検討する」と記述。
- 「地域の元気創造本部」(本部長:新藤総務大臣)において、市町村域を越えた圏域において人、モノ、金等の流れを生み出す「機能連携域経営型」のプロジェクトを調査・検討することが必要と指摘。
- これらを踏まえ、平成25年7月から研究会(座長:後藤春彦早稲田大学創造理工学部長)を開催し、平成26年3月に最終報告書を取りまとめ、下記のとおり、今後の進め方を提示。

今後の進め方(概要)

○財政措置のあり方

- ・定住自立圏構想を一層推進するために、圏域において各市町村が果たすべき役割に応じて、定住自立圏の取組に係る特別交付税措置を来年度から大幅に拡充すべき

○取組強化のためのガバナンス

- ・例えば、圏域の未来像や毎年の事業内容等について圏域内の市町村長が定期的に会合を行うなど、圏域内の一層の意思疎通を図るべき
- ・定住自立圏を含む市町村域を越えた圏域において、圏域内の産学金官民が連携し、民間投資の促進や事業のガバナンスといった観点から他の地域の参考となるような先進事例を構築していくべき

○自治体への情報提供等

- ・定住自立圏構想の取組を推進していくに当たっては、定住自立圏における先進的な取組事例やノウハウを、客観的な効果も交え自治体に情報提供していくとともに、定住自立圏の取組やその効果をわかりやすく住民等に伝えるよう、取組団体に呼びかけていくべき

定住自立圏の取組に係る特別交付税措置の拡充

- 平成21年度より、「集約とネットワーク」の考え方にに基づき、中心市と近隣市町村が役割分担し、連携・協力することで、生活機能の確保や圏域の活性化を図る「定住自立圏構想」を全国で展開。
(平成26年3月14日現在、中心市宣言を行った団体は92団体)
- 経済財政運営と改革の基本方針(いわゆる「骨太の方針」)や地制調の答申において、定住自立圏構想の一層の推進について記述。

【経済財政運営と改革の基本方針(平成25年6月14日閣議決定) 抜粋】

定住自立圏構想を強力に進めていくため、圏域において各地方自治体が果たすべき役割に応じた適切な財政措置の在り方を検討

【地方制度調査会 答申(平成25年6月25日総理手交) 抜粋】

人口減少・少子高齢社会においては、中心市と近隣市町村が相互に役割分担を行い連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的とする定住自立圏のような仕組みが重要

地方中枢拠点都市を核とする圏域以外で定住自立圏施策の対象となりうる地域においては、その取組を一層促進することが必要

平成26年度より、定住自立圏の取組に係る特別交付税措置を大幅に拡充

中心市: 上限額4,000万円程度
→ 上限額8,500万円程度

近隣市町村: 上限額1,000万円
→ 上限額1,500万円

・個々の中心市の措置上限額は、面積、人口等を勘案して算定
・対象経費の8割を措置

・対象経費の10割を措置

定住自立圏構想推進要綱の一部改正について

定住自立圏構想推進要綱(平成20年総行応第39号)を一部改正し、平成26年4月1日から施行。

【改正のポイント】

○ 圏域内の市町村長による定期的な意見交換の場の設置

新たに、少なくとも1年に1回、宣言中心市が圏域内の全ての市町村長による意見交換の場を設けることを要綱に規定

【定住自立圏構想の今後のあり方に関する研究会 最終報告書（抜粋）】

5. 今後の進め方

また、圏域内の一層の意思疎通を図る観点から、例えば、圏域の未来像や毎年の事業内容等について、圏域内の市町村長が定期的に会合を行うことを促す等の措置を講じるなど、圏域内の複層的なガバナンスの強化を促すべきである。

○ 「周辺市町村」の名称変更

要綱上、「周辺市町村」の名称を「近隣市町村」に変更

※ 市町村の判断により、「連携市町村」、「構成市町村」又は「周辺市町村」と呼称することも差し支えない旨も併せて要綱に規定

機能連携広域経営推進調査事業

事業の概要

市町村域を越えた圏域において、産学金官民が連携し、数値目標を設定した計画に基づき、産業振興や雇用確保に資する拠点等を構築(※)することにより、人・モノ・金等の流れを生み出し圏域の活性化を図る事業を支援し、他の地域が取り組むに当たって参考となり得る先進的かつ汎用性のある事例を構築する。

※産業振興や雇用確保を図ることを目的として、①拠点等の構築に向けて、産学金官民の幅広い関係者が連携して計画を策定するなど必要な準備をすること、②機械装置等の設置により施設等の機能を充実させること、③当該施設等を利活用することなどを指す。
なお、来年度に②及び③を実施する場合に限り、①のみの提案も可とする。

対象団体

平成26年6月6日(金)現在において、複数の市町村からなる圏域を形成し、圏域の活性化を図るため、相互に役割分担し、連携・協力するための協定等を締結している市町村(他の市町村と圏域の形成に向けて意欲的に取り組む市町村であって、平成26年度中に上記協定等を締結する見込みの市町村についても対象とする。)

事業規模

【予算額:100百万円 (1件あたり委託上限額:2,000万円)※応募状況によっては、変動する可能性あり。】

事業イメージ

- (ケース1) 産業センターにおいて、製品分析機器の導入・貸付、ニーズに応じた講座や支援プログラムの開設、専門家による助言等を通じ、研究開発や人材育成の支援に係る充実等を図り、圏域一体となった産業振興を推進する事業
- (ケース2) 圏域の農産物や特産品を中心市の市街地等でPR・販売するための拠点を構築し、圏域全体での売上げの増加を図る事業
- (ケース3) 既存の加工施設の機能を増強し、近隣市町村の生産物も一括で処理し、同一ブランドで出荷することで、施設の効率的な利活用と圏域全体での生産量や売上げの増加を図る事業